

旭川市いじめ防止対策推進条例に基づくいじめの防止等の取組

旭川市立豊岡小学校 令和5年12月

令和5年6月30日、「旭川市いじめ防止対策推進条例」(以下「条例」)が制定されました。学校では、条例に基づくいじめの防止等の取組を進めています。

本校ではこれまで、「いじめ防止対策推進法」や「旭川市いじめ防止基本方針」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めてきました。

この度制定された条例の基本理念にのっとり、学校の責務を果たすことができるよう、教育委員会・市のいじめ防止対策推進部と一体となって、いじめ防止対策の取組を一層推進してまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

条例では、市の基本理念や市立学校等の責務などを定めています

条例は、いじめの防止等のための対策に関する市の基本理念や基本事項などを定め、これらの対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童生徒の生命と尊厳を守り、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に資することを目的としています。

基本理念 第3条

いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)の
ための対策に関する基本的な考え方を定めています

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

責務・心構え・役割 第4条～第8条

市(教育委員会を含む)、市立学校と保護者の責務のほか、児童生徒の心構えと市民等の役割を定めています

市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する ➤ 教職員がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講ずる
市立学校の責務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いじめ防止対策推進法第22条に規定する組織(学校いじめ対策組織)を設置する ➤ 学校全体でいじめの防止等に取り組む ➤ 児童生徒がいじめを受けていると思われるとき、組織において迅速かつ適切に対処する ➤ 市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力する
保護者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努める ➤ 児童生徒をいじめから保護し、学校や市、関係機関に相談するよう努める ➤ 市と学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努める
児童生徒の心構え	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努める ➤ いじめが「尊厳を傷つける行為」かつ「重大な人権侵害」であり、他の児童生徒に対して「決して行ってはならない」ことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努める ➤ 速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努める
市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努める ➤ 速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努める

条例に基づく学校の取組

本校は、条例に規定された責務に基づき、いじめの防止等のための対策を進めます

- 校内に設置している「学校いじめ対策組織」を中心として、学校全体でいじめの未然防止、早期発見及び早期対処に取り組みます
- 児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、学級担任等が抱え込むことなく、「学校いじめ対策組織」で情報を共有し、迅速かつ適切に対処します
- 市のスクールソーシャルワーカーと連携した対応など、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力します

今年度はこのような取組を行っています

- ・児童会によるいじめ防止標語の作成
- ・児童会による「あいさつ運動」の実施
- ・旭川市いじめ対策推進条例に関する学習の実施
- ・情報モラル・防犯安全教室の実施
- ・生命（いのち）の安全教育の実施

など

いじめに関することについて、遠慮なく学校にご相談ください

豊岡小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策推進リーダーの上森教諭です。また、学級担任や養護教諭など相談しやすい教職員にも、遠慮なくご相談ください。教頭に直接ご相談いただいても結構です。

いじめに関する相談について「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先 0166-31-0251（学校代表電話）

～保護者の皆さまへ～ ご協力をお願い

思いやりなど、他者を大切にすることを育むようお願いします

学校では、道徳科の時間をはじめ、教育活動全体を通して、思いやり等の気持ちを育てます。お子様がいじめを行うことのないよう、ご家庭でも思いやり等の気持ちを育むようお願いします。

「いじめかも」と思ったら、学校や市に相談してください

お子様がいじめを受けているかもしれないと思ったら、ためらうことなく学校にご相談ください。また、学校以外にも、下記の市の相談窓口等に相談することもできます。

学校や市が行う対策にご協力ください

いじめは学校の中だけでなく、校外やSNS等のインターネット上など様々な場所で起こることから、いじめからお子様を守るためには、学校とご家庭が連携して取組を進めることが大切です。学校や市が行う対策へのご理解とご協力をお願いします。

市のいじめに関する相談窓口



旭川市子どもSOS電話相談

いじめ なしよ

<電話番号> 0120-126-744（フリーダイヤル） <受付時間> 平日 8:45～17:15